

2 検査対象軽自動車の検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書及び届出書の様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 新規検査の申請書（次に掲げる場合に限る。）	
イ 法第七十五条第一項の規定により型式について指定を受けてた自動車であつて、軽諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	
ロ 法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた自動車（法第六十九条の二第五項において準用する法第十五条の二第三項後段の規定による記録を受けたものを除く。）であつて、軽諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	
二 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第二十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	軽専用第二号様式
三 継続検査の申請書	軽専用第三号様式

3 検査対象軽自動車の検査に関する申請書であつて、次の各号に掲げる事項について、自動車検査証に記載し、又は自動車検査証の記載を変更する場合の様式は、軽第五号様式とする。

- 一 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式
- 二 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名及び型式
- 三 タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該積載物品の比重又は定数

4 前三項に規定する申請書及び届出書に記載すべき事項で当該申請書又は届出書だけでは記載することができないときは、その記載することができない部分は、軽第六号様式の追加用紙に記載するものとする。

第七条中、「抹消登録証明書」を、「輸出抹消仮登録証明書、一時抹消登録証明書、輸出予定届出証明書」に、及び限定自動車検査証を、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書に改め、運輸支局長の下に（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）を加え、同条を第八条とする。

第六条第一項中、「抹消登録」を、「永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録」に改め、新規検査の下に（検査対象軽自動車に係るものを除く。）を加え、第三号様式」を、「第三号様式の二」に改め、同条第三項中、「第一項」を、「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「前項」を、「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 検査対象軽自動車に係る新規検査又は自動車検査証の記入の申請若しくは自動車検査証返納証明書の交付の申請であつて、軽専用第一号様式又は軽専用第二号様式若しくは軽第四号様式によるものについては、当該様式の記載事項を告示で定める方式により記録したフレキシブルディスク及び当該フレキシブルディスクに記録された内容を告示で定めるところにより記載した書面をもつて当該申請に係る申請書に代えることができる。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中、「国土交通大臣」の下に（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）を加え、同条を第六条とする。

第四条中、「用いる申請書」の下に、「届出書」を加え、抹消登録証明書」を、「輸出抹消仮登録証明書、一時抹消登録証明書、輸出予定届出証明書」に、及び限定自動車検査証」を、「限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。
（登録事項等通知書等の様式）
第四条 自動車の登録等及び検査に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 登録事項等通知書（法第十条（法第十二条第四項、第十三条第四項、第十四条第二項及び第三十八条第二項並びに自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により登録事項を通知する書面をいう。）	第十一号様式
二 輸出抹消仮登録証明書	第十二号様式
三 一時抹消登録証明書	第十三号様式
四 輸出予定届出証明書	第十四号様式
五 登録事項等証明書	第十五号様式
イ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	第十六号様式
ロ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの	第十七号様式
ハ 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	第十八号様式
六 自動車検査証	第十九号様式
七 検査標準	第二十号様式
八 自動車検査証返納証明書	第二十一号様式
九 自動車予備検査証	第二十二号様式
十 限定自動車検査証	第二十三号様式
十一 検査記録事項等証明書	第二十四号様式
イ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	第二十五号様式
ロ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの	
ハ 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	

2 検査対象軽自動車の検査等に関する次の表の上欄に掲げる書面の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 輸出予定届出証明書	軽第七号様式
二 自動車検査証	軽第八号様式
三 検査標準	軽第九号様式
四 自動車検査証返納証明書	軽第十号様式
五 自動車予備検査証	軽第十一号様式
六 限定自動車検査証	軽第十二号様式
七 検査記録事項等証明書	軽第十三号様式
イ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの	軽第十四号様式
ロ 自動車一両ごとに作成する証明書で現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの	

第一号様式を次のように改める。